

官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書 ～発注機関におけるコンプライアンス活動～（ポイント）

＜平成23年9月28日公表＞



調査趣旨

平成19年以降、毎年適用事例が発生

入札談合等関与行為防止法の適用事例が後を絶たない

事例の集積（11件）を踏まえ、発注機関における取組の現状・課題を整理

発注機関における未然防止のための取組の実効性向上

【参考】過去の入札談合等関与行為事例

発注機関	入札談合等関与行為			〇Bの関与	外部からの働きかけ
	対象	関与部署	幹部・管理職の関与		
①岩見沢市（H15）	建設工事	発注担当	○	—	—
②新潟市（H16）	建設工事	発注担当	○	—	○
③日本道路公団（H17）	鋼橋上部工工事	発注担当	○	○	○
④国土交通省（H19）	水門設備工事	発注担当	○	○	—
⑤防衛施設庁（H19）	土木・建築工事	発注担当	○	○	—
⑥緑資源機構（H19）	林道調査測量設計業務	発注担当	○	—	—
⑦札幌市（H20）	電気設備工事	発注担当	○	—	—
⑧国土交通省（H21）	車両管理業務	発注担当	○	○	—
⑨航空自衛隊（H22）	什器類	発注担当	○	—	—
⑩青森市（H22）	土木工事	契約担当	○	—	○
⑪茨城県（H23）	土木・舗装工事	発注担当	○	—	○

（注1）カッコ内には公正取引委員会が改善措置要求又は通知を行った年を記載している。

（注2）入札談合等関与行為とは、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④特定の談合の補助のいずれかに該当する行為をいう。

過去の入札談合等関与行為等の分析

入札談合等関与行為の態様

- ◆ 国の機関、地方公共団体及び政府出資法人のいずれの発注においても発生（出先機関も含む。）
- ◆ 工事だけでなく、物品・業務の発注でも発生
- ◆ ほぼ全ての事例において発注担当部署職員が関与
- ◆ 全ての事例において管理職以上が関与
- ◆ 〇Bが関わった事例も多い

背景・要因

- ◆ 業界や地元業者を保護・育成するため
- ◆ 信用確実な事業者へ発注し、品質を確保するため
- ◆ 特定の事業者との契約を継続するため
- ◆ 情報や配慮を求める事業者からの働きかけに答えるため
- ◆ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため（随意契約から入札への切替めによる混乱回避を含む。）
- ◆ 職員の再就職先を確保するため

国、地方公共団体及び政府出資法人を対象にアンケート調査（526機関）とヒアリング調査（33機関）を実施

入札談合等関与行為等の防止に向けて（提言）

1. 発注機関・職員における法令遵守意識の向上

(1) 研修の拡充

- ・ 組織の規模や発注額の多寡、本省庁・出先機関の別にかかわらず積極的な研修の実施

＜過去3年間における入札談合等関与行為防止法研修実施割合＞
全体（25.5%）

国の機関（40.0%）、都道府県（48.7%）、政令指定都市（56.3%）、人口30万以上地方公共団体（30.6%）、人口5万～30万地方公共団体（20.4%）、政府出資法人（19.1%）

・ 幹部・管理職や発注担当職員に対する研修強化

＜研修対象職員の所属部署（全体）＞
契約担当部署（67.2%） 発注担当部署（68.0%）

＜研修対象職員の役職（全体）＞
幹部（5.6%） 管理職（33.6%） 一般職員（60.0%）

(2) コンプライアンス・マニュアルの整備

＜コンプライアンス・マニュアルの作成状況＞
作成している（53.1%） 作成していない（46.9%）

＜入札談合等関与行為防止法のコンプライアンス・マニュアルへの明記＞
明記している（19.0%） 明記していない（81.0%）

(3) 組織としての意思の明確化

地元業者の育成、入札業務を滞らせないことや品質確保を優先し、入札談合等関与行為を行うこともやむを得ない、許されるといった考え方をすることのないよう、幹部・管理職が入札談合等関与行為は許容しないとの組織としての意思を各職員に明確に示すことが重要
➢ 入札談合等関与行為が懲戒処分になることを明示し、組織としての意思を明確化する。

＜入札談合等関与行為の懲戒規程上の記載＞
ある（23.0%） ない（77.0%）

2. 入札談合等関与行為等を防止する体制面の整備

(1) 法令遵守を推進する体制の整備

- (2) 入札談合等関与行為等の未然防止・発見のためのチェック体制の整備
 - ・ 入札手続・条件の事前チェック体制の整備
 - ・ 発注担当部署とは別の部署による仕様書等のチェックの充実

＜仕様書や入札参加資格のチェック体制＞

発注担当部署内部（36.1%）、契約担当部署（59.8%）、第三者機関（2.9%）、行っていない（1.2%）

- ・ 入札結果の事後検証により問題行為を発見する仕組みの構築
- ・ 問題行為の抑止・発見には、1者入札等といった不自然な入札結果がないかを検証・分析することが有効

＜不自然な入札結果の情報集約・分析の取組（全体）＞

・ 1者入札：行っている（38.7%）、行っていない（61.3%）
・ 同一事業者による長期継続受注：行っている（14.2%）、行っていない（85.8%）
・ 落札率100%案件：行っている（21.9%）、行っていない（78.1%）

・ 第三者機関による事後検証の強化

＜第三者機関の設置状況＞
設置している（55.7%） 設置していない（44.3%）

＜第三者機関の設置目的＞
個々の工事物件における入札参加条件等の適正性の検討（87.5%）
個々の物品・業務物件における入札参加条件等の適正性の検討（48.0%）等

・ 公益通報窓口の設置

- (3) 秘密情報の管理徹底
 - ・ 秘密情報の管理規程の策定（保管方法、アクセス制限など）

＜入札関連秘密情報管理規程の整備状況＞
定めている（19.3%） 定めていない（80.7%）

3. 入札談合等関与行為等を防止するための施策

(1) 外部からの働きかけに対する対策

法令に違反するような行為を求める働きかけを外部から受けた場合にその内容を文書化して上司等に報告するという取組の推進が望まれる。
➢ 取組により働きかけ自体が減少したとする事例あり

＜外部からの働きかけの文書化・報告の実施＞

行っている（30.9%） 行っていない（69.1%）

(2) 人事上の配慮

中小規模の地方公共団体では難しい面もあると思われるが、担当者が定期的に入れ替わる環境では入札談合等関与行為等の隠匿・存続は困難となるものであり、一層の取組が望まれる。

＜発注担当職員を長期間同一ポストに配置しない人事上の配慮の実施割合＞
全体（68.4%）

国の機関（75.0%）、都道府県（87.2%）、政令指定都市（73.3%）、人口30万以上地方公共団体（56.5%）、人口5万～30万地方公共団体（58.9%）、政府出資法人（78.8%）

(3) 入札参加事業者に再就職した〇Bへの対応

〇Bの働きかけによって入札談合等関与行為等が引き起こされないようにする配慮が望まれる。

➢ 〇Bや再就職先企業に対し、関係する受注活動業務に従事しないよう要請している事例あり

公正取引委員会としての今後の対応

- ① 入札談合に対する独占禁止法の厳正な執行、入札談合等関与行為に対する入札談合等関与行為防止法に基づく適切な対応
- ② 発注機関における入札談合等関与行為等の未然防止の取組に対し、引き続き、各種研修事業や情報発信等を通じ積極的に支援